



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

2020年6月4日

LT会会報第20-13号(総第207号)

LTグループ

外商投資法施行後における外商投資企業の組織形態等の変更

2020年1月1日から、外資三法¹の廃止並びに『中華人民共和国外商投資法』及びその実施条例が施行され、中国の外商投資促進、保護及び管理が新しい段階を迎えています。今回は、企業の実務において注目されつつある既存外商投資企業の組織形態、組織機構の調整及び新しい投資形態等のポイントについてご説明します。

一、既存外商投資企業の組織形態の調整

下表に示したように、非法人形態の外資企業と中外合作企業(例:法人格を取らない加工貿易企業)を除き、多くの外商投資企業は組織調整の対象とはならない。

企業形態	外商投資法実施前の組織形態	外商投資法実施後の組織形態
外資企業(法人) 中外合資企業 中外合作企業(法人)	有限責任公司	有限責任公司
外商投資パートナー企業(非法人)	パートナー制企業	パートナー制企業
外資企業(非法人)	その他の組織形態	パートナー制企業
中外合作企業(非法人)	—	

二、既存外商投資企業の組織機構の調整

1. 外資企業(外商独資企業、外商合資企業を含む)の場合、通常組織機構の調整には及ばない。但し、中外合資/合作企業の場合、公司法の規定により、組織機構を調整する必要がある。最も基本的なものとして、権力機構(最高意思決定機構)を董事会から株主会へ変更する必要がある。

企業形態	『外商投資法』実施前の組織機構	『外商投資法』実施後の組織機構
外商独資/合資企業	株主又は株主会—権力機構 董事会又は執行董事 總經理 監査役(会)	株主又は株主会—権力機構 董事会又は執行董事 總經理 監査役(会)

¹ 「外資三法」とは、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国外商投資法」及び「中華人民共和国外商投資法」



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

企業形態	『外商投資法』実施前の組織機構	『外商投資法』実施後の組織機構
中外合資企業 中外合作企業	董事会—権力機構 総経理 監査役(会)	株主会—権力機構 董事会 総経理 監査役(会)

2.「中華人民共和国公司法」(2005 年修正版)から次のとおり明らかにされている。(1)株主(会)とは企業の権力機構である。(2)外商投資企業は『公司法』を適用するが、外商投資関連法に別途規定がある場合はその規定に従う。但し、その後の外資登記管理の審査承認実務においては、依然として、中外合資/合作企業の権力機構を董事会としてきた(『中外合資経営企業法实施条例』、『中外合作経営企業法实施细则』の規定には合致する)。今回の外商投資法の実施によって、この歴史的問題は解決される。

三、新しい投資形態—「外国投資者+中国個人」の投資組み合わせ

1.これまでの『中外合資経営企業法』、並びに『中外合作経営企業法』では、基本的に「外国投資者+中国個人」の投資の組み合わせはできず、中国人が外国投資者と合併をする際、通常は先ず会社を設立してから、当該会社が外国投資者と合併する形であった。しかし、これは明らかに投資と管理のコストを増やすことになっていた。

2.『外商投資法』実施前は、「外国投資者+中国個人」の投資組合せは、一部の特殊な場合においてのみ可能であった。

3.『外商投資法』及びその实施条例では、法律法規の面から「外国投資者は中国の個人と共同で外商投資企業を設立できる。」と定められている。これに伴い、「外国投資者+中国個人」の投資組み合わせが可能となった。この結果、投資及び管理コストが軽減され、投資形態の自由度が増すこととなった。

四、外商投資企業が直面する実務調整

『外商投資法』の実施に伴い、既存外商投資企業は実務面において、下記のいくつかの調整が必要となるため、タイミングを見図って対応することをお勧めします。

- (1)過渡期間:2020 年から 2024 年までの 5 年間の間に、組織形態及び組織機構等の変更を完了させる。
- (2)企業類型の登記:基本的には組織形態の調整の必要はないものの、登記の際の企業類型は「有限責任公司(外商投資)」等に統一され、以前の「有限責任公司(中外合資/中外合作)」等は取り消される。
- (3)組織機構の変更:中外合資/合作会社の権力機構は「董事会」から「株主会」に変更となり、企業内部の議事決議規定等を調整する必要がある。
- (4)定款の調整:新法の規定に対応するため、外商投資会社の定款も相応の修正や調整が必要となる。

以上